

熱意のある



# 市内の企業や商業団体の活動を支援します

## 企業融資・支援制度紹介

新たな技術の習得や製品の開発、販路拡張、工場の新設・増設を目指す企業の皆さん、市の各種制度を活用してください。

### 中小企業融資

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

市は、市内金融機関や県信用保証協会と連携して、制度融資の充実を図っています。

#### ①設備資金

資金使途 設備  
 限度額 2,000万円（個人・法人）  
 5,000万円（組合）  
 期間 10年以内  
 対象 市内で同一事業を1年以上営む中小企業者

#### ②経営安定化資金

資金使途 運転  
 限度額 2,000万円（個人・法人）  
 3,000万円（組合）  
 期間 7年以内  
 対象 市内で同一事業を1年以上営む中小企業者

#### ③創業資金

資金使途 運転・設備  
 限度額 500万円（個人・法人）  
 2,000万円（組合）  
 1,000万円（事業転換・新分野進出）  
 期間 5年以内  
 ※金融機関への申し込み前に、市による経営診断が必要です。

#### ④小口元気アップ資金

資金使途 設備・運転  
 限度額 2,000万円（個人・法人）  
 期間 7年以内  
 対象 市内で同一企業を営む小規模企業者

#### ⑤経営向上借換資金

資金使途 借換・運転  
 限度額 3,000万円（個人・法人）  
 ※新規に借り入れる運転資金は申込額の3分の1以内  
 期間 10年以内  
 対象 市内で同一事業を1年以上営み、次の全てに該当する中小企業者

- ・市制度の既存借入があり、借換元の残高が当初借入時の4分の3以内に減少している
- ・借換により月々の返済額が減少する
- ・経営改善計画を策定し、経営の改善を図る

#### ⑥緊急経営対策特別資金

資金使途 運転  
 限度額 2,000万円（個人・法人）  
 3,000万円（セーフティネット5号認定を受けた人）  
 期間 7年以内（条件4の場合8年以内）  
 対象 市内で同一事業を1年以上営み、次の条件のいずれかに該当する中小企業者

- 1.最近3カ月の平均売上が前年同月と比較して3%以上減少している
- 2.最近3カ月間の平均売上総利益率または営業利益率が前年同月と比較して3%以上減少している
- 3.セーフティネット5号認定に該当する
- 4.原則として、融資の申請前1年以内に震災・風水害その他の自然現象の異変により被害を受け、かつ市による被災証明または、り災証明を受けている

**保証料補助** 市制度融資を利用する場合、市が信用保証料の全額または一部を補助します。

- ①②④⑤⑥の取り扱い窓口 足利銀行・鹿沼相互信用金庫・栃木銀行・筑波銀行の鹿沼市内各本支店、商工組合中央金庫宇都宮支店
- ③の取り扱い窓口 産業振興課商工振興係（市役所新館5階）

### 創業支援

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

市では、産業競争力強化法に基づく国の認定を受け、創業を目指す皆さんの夢の実現をオール鹿沼でバックアップしています。身近な「かめま創業支援ネットワーク」の窓口へ気軽にご相談ください。

#### ネットワーク窓口

鹿沼商工会議所、栗野商工会、足利銀行・鹿沼相互信用金庫・栃木銀行・筑波銀行の市内各本支店、商工組合中央金庫宇都宮支店、栃木県信用保証協会、栃木県産業振興センター、日本政策金融公庫

## 商業関連支援

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
商工業振興等研修事業補助金	商業団体等が実施する調査・研究・研修事業等の講師委託等に要する経費を補助	・対象経費の3分の2以内 ・限度額10万円
個店整備事業補助金	店舗の改修工事等、備品等（建物と一体として取り付けられる備品・設備等）購入に要する経費を補助	・対象経費の3分の1以内 ・改修工事・備品等購入補助限度額20万円
地域商店会等運営支援事業補助金	共同施設や設備の設置、修繕等に要する経費を補助	・対象経費の30%以内
販売促進等共同経済事業補助金	団体等が行う広告紙や看板等の作成費を補助	・対象経費の30%以内
空き店舗等活用新規出店支援事業補助金	市内において空き店舗等を活用して、新規出店する際の店舗家賃の費用を補助	・対象経費の2分の1以内 ・限度額3万円/月（1年目）、2万円/月（2年目）、1万円/月（3年目） ※オープンから最大3年間 ※特定創業支援事業に関する証明書が必要

## 小規模・中小企業関連支援

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
特許等出願支援事業補助金	特許権や実用新案権等の出願に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・特許権補助 限度額20万円 ・その他補助 限度額10万円
販路拡張支援事業補助金	地場産業製品の販売促進事業に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・限度額30万円 ・自社製品カタログ作成・自社ホームページ新規作成については限度額5万円
展示会出展支援事業補助金	地場産業製品の販路拡大を目的とした見本市等への出展事業に要する経費を補助	・対象経費の2分の1以内 ・国内展示会 限度額30万円 ・国外展示会 限度額50万円 ※2回目は上記に該当する展示会の補助上限の2分の1 ※3回目以降は一律10万円
地場産業トータルサポート事業補助金 ※事前に事業認定を受ける必要があります（8月公募予定）	研究開発事業・基盤整備事業・販路開拓事業・産業財産権取得事業の4事業区分から2事業以上を選択実施し、各事業に係る経費を補助	・対象経費の5分の3以内 ・限度額150万円 ※融資の特例措置あり

## 退職金制度補助

産業振興課商工振興係 ☎(63)2182

支援制度名	支援内容	対象	補助率および補助限度額
鹿沼市中小企業退職金共済制度加入促進補助金	新たに退職金共済制度に加入し、その加入期間が連続して12カ月となった従業員にかかる掛金を支援	従業員50人以下の市内事業所	・従業員1人につき1万2千円 ※限度額30万円

## 農林商工連携・6次産業化支援

産業振興課産業振興係 ☎(63)2196

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
農林商工連携・6次産業化支援事業補助金	農林商工の複数の事業者が連携して行う新製品・新商品の開発や、事業者自らが行う6次産業化事業への補助	・対象経費の2分の1以内 ・3年間の累計で100万円限度 ※事業期間は3年以内

## ①宇都宮西中核工業団地・武子工業団地への新規立地に対する支援

※宇都宮西中核工業団地については完売済

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
工業団地立地奨励補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設(武子工業団地は製造業のみ)	1.新規取得であること (居抜き等の取得は対象外) 2.土地売買契約日から5年以内に操業 3.常用雇用者5人以上	・用地取得額の10分の1以内 ※操業開始した年度または翌年度の1回
工業団地立地促進補助金		1.土地を取得、または前記土地取得者との賃貸借により工場等を操業 2.固定資産税の完納 3.投下固定資産額が1億円以上 (中小企業は5,000万円以上) 4.土地売買契約日から5年以内に操業 5.常用雇用者5人以上	・固定資産税(土地・建物・償却資産)相当額 ・限度額3億円(総額) ・操業開始後に課税された年度から5年間

## ②工場立地が可能な土地に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
工場適地立地促進補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設(武子工業団地は製造業のみ)	1.2,000㎡以上の土地に新設、増設し、工場等を操業(工業団地は、取得後3年以内に操業。既存敷地内増設の場合は、生産施設の増築を伴うものに限る。) 2.固定資産税の完納 3.投下固定資産額が2億円以上 (中小企業は5,000万円以上) 4.常用雇用者が20人以上 (中小企業は10人以上)	・投下固定資産額(固定資産税課税標準額)の2%以内 ・限度額1,000万円(各年度) ※操業開始後に課税された年度から3年間

## ③工場等の新設・増設に伴う、新たな雇用に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
雇用創出補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設(武子工業団地は製造業のみ)	1.工業団地立地促進補助金または工場適地立地促進補助金の交付要件を満たしている 2.新規常用雇用者が5人以上で1年以上継続雇用されている	・市内新規常用雇用者1人当たり10万円 ※交付は1回のみ

## ④宿泊施設の立地に対する支援

支援制度名	対象業種	条件	補助率および補助限度額
宿泊施設立地促進補助金	市内にホテル・旅館を新設または増設する事業者	1.新設または増設後、客室数が50以上の施設(増設は新たに20室以上設置し、かつ既存の客室数との合計が50以上) 2.令和3年12月31日までに新設または増設を行い、営業を開始する。(増設は新たな設置部分の営業を開始する) 3.投下固定資産額が2億円(増設は5,000万円)以上 4.常用雇用者が10人(増設は既存雇用者を含め10人)以上 5.新規常用雇用者が5人以上(増設は1人以上)で、1年以上継続雇用されている	・固定資産税および都市計画税相当額(課税免除分は除く) ※操業開始後に課税された年度から5年間

